

欧州の製造物責任をめぐる最近の動きと米国の教訓 － P L 指令に関するグリーンペーパーを中心に－

目 次

- | | |
|------------------------|--------------------|
| I. はじめに | V. グリーンペーパーへの各界の反応 |
| II. P L 指令の概要 | VI. 米国の教訓 |
| III. P L 指令をめぐるこれまでの動き | VII. 今後の見通し |
| IV. P L 指令に関するグリーンペーパー | |

研究員 荒木由起子 研究員 江頭達政

要 約

欧州域内では、1968 年以来、長年にわたって製造物責任に関する法の統一が検討され、85 年 7 月に「欠陥製品に対する責任に係る加盟国の法律、規則、および行政規定の近似化に関する 85 年 7 月 25 日 EC 理事会指令（P L 指令）」が成立した。同指令に基づき、各国は国内立法化を進め、98 年のフランスを最後に全ての国が立法を終了した。欧州委員会では、P L 指令に基づき、5 年毎に閣僚理事会へ報告書を提出し、必要がある場合は適切な提案をすることが義務づけられている。

欧州委員会は閣僚理事会に対して、2000 年末までに二回目の報告を行うことを予定しているが、その準備として 99 年 7 月にグリーンペーパーを公表した。P L 指令は施行から 15 年が経過しようとしているが、果たして P L 指令が欧州域内において消費者保護と産業の健全な発展という二大法目的の達成といった観点から適切に機能しているのか、訴訟法を含めた法制度が変更される可能性があるのか、P L 指令自体の内容についてどのような改正の必要があるのかについて、グリーンペーパーはまとめている。本稿は、このグリーンペーパーの内容を分析し、欧州においてこの P L 指令がどう展開しているかについて現状を整理したものである。

公表されたグリーンペーパーについて、欧州を中心として多数の意見書が寄せられているが、米国からの意見書も提出がされている。本稿は、その内容を紹介すると同時に、あわせて米国における不法行為第 3 次リステイトメントに関する最近の動向についても言及して、欧州および米国における P L 法の現状について、簡潔に整理することを目指した。

I. はじめに

欧州域内では、1968 年以来、長年にわたって製造物責任に関する法の統一が検討され、85 年 7 月に「欠陥製品に対する責任に係る加盟国の法律、規則、および行政規定の近似化に関する 85 年 7 月 25 日 EC 理事会指令¹（以下「PL 指令」という）」が成立した²。同指令に基づき、各国は国内立法化を進め、98 年のフランスを最後に³全ての国が立法を終了した。欧州委員会では、PL 指令に基づき、5 年毎に閣僚理事会へ報告書を提出し、必要がある場合は適切な提案をすることが義務づけられている⁴。

本稿は、欧州における PL 指令の展開について現状を整理し、2000 年に公表が予定されている二回目の報告の準備として 99 年 7 月に欧州委員会が公表したグリーンペーパー⁵と、それに対する各界の反応をまとめたものである。グリーンペーパーは、施行から 15 年が経過しようとしている PL 指令が、欧州域内において消費者保護と産業の健全な発展という二大法目的の達成といった観点から適切に機能しているのか、訴訟法を含めた法制度が変更される可能性があるのか、PL 指令自体の内容について改正の必要はあるのかといった観点から考察したものであり、欧州における PL 制度の論点が多岐にわたって論じられており、非常に興味深い。また、第 1 回目の報告が準備されていた 94 年当時は、各国 PL 法を適用した判決はわずか 3 件が確認されるのみであったが、以降様々な動きが出てきている。我が国においても、昨年（99 年）初めて PL 法を適用した判決⁶が出たが、裁判例の蓄積されつつある欧州は、参考となる点も多いものと思われる。

本稿ではまず、PL 指令成立後の変遷を簡単に振り返り、最近の動きとして欧州委員会が昨夏公表したグリーンペーパーと、それに対する産業界、消費者、保険業界の反応を見る。また、グリーンペーパーに盛り込まれた改正の方向性についての米国からの意見書を紹介し、あわせて米国における PL 法制の潮流と、第三次リステイトメントについて概観する。

II. PL 指令の概要

1. EU 指令とは

EU の共同体立法は、基本条約⁷の掲げる目的遂行のために、EU 機関（主に理事会あるいは委員会）が定める諸法規であり、規則（Regulation）、指令（Directive）、決定（Decision）、勧告（Recommendation）、および意見（Opinion）に分かれ、おのおの異なる法的効果を持つ。

このうち指令（Directive）について、EC 条約 249 条は以下のように定義している。

「指令は、達成されるべき結果について、それが命じられた構成国を拘束するが、その結果に到達するための形式および方法についてはそれぞれの国家機関に選択がゆだねられる。」

すなわち、「指令」の内容は各構成国が国内法で定めることによって、はじめて一般的な効力をもつ。

2. PL 指令の内容

以下では、85 年の成立当初の PL 指令について概説する。一部の条項について、各国での選択を認めるオプション条項とされていることが特徴的である。

（1）PL 指令の主な内容

PL 指令の主な内容は、以下の通りである。

- ・製造者は製造物の欠陥に起因する損害に対し、責任を負う。
- ・原則として、未加工農産物を除く動産に適用する。ただし、各国は未加工農産物や狩猟物を対象とすることができる（=オプション条項）。
- ・損害、欠陥、および欠陥と損害との間の因果関係については、被害者が立証責任を負う。
- ・製造物は、製造物の外観、合理的に予測することが可能であった製造物の使用、製造物が流通过程におかれた時期等を含むすべての事情を考慮した上、正当に期待されるべき安全性を提供しない場合において、欠陥を有することとされる。
- ・当該製造者が製造物を流通过程に置いた時点の科学知識および技術知識の水準によっては、欠陥の存在を明らかにすることが不可能であった

ことを立証した場合には、製造者は責任を負わない（開発危険の抗弁）。ただし、加盟国の判断により、製造者に開発危険責任を課すこともできる（＝オプション条項）。

- ・ 人的損害については、加盟国の判断により、同様の欠陥を有する同一製造物によって惹起された損害に対する製造者の責任総額について、7,000 万 ECU（欧州通貨単位）を下回らない限度額を定めることができる（＝オプション条項）。物的損害については、個人的な使用または消費を目的とする動産に限定し、500ECU を免責額とする（なお、慰謝料等の無形損害に関しては、各国の国内法に委ねている）。
- ・ 損害賠償訴訟手続きに関する制限期間（原告が、損害、欠陥、および製造者を認識し、または合理的に認識すべきであった期間から開始）を3年とする（＝出訴期限）。
- ・ 損害を惹起した製造物が製造者によって流通過程に置かれた日から10年を経過することによって、被害者に与えられた権利が確定する（＝法定責任期間）。

欧州諸国の民事責任制度は、日本の制度と類似性が強い。また、米国の製造物責任で問題となっているような、訴訟の多発や賠償額の高額化などの問題が、欧州ではあまり見られなかったこともあり、95年に施行された日本の製造物責任法制定にあたっては、EC指令を参考にした部分が多い。

（2）オプション条項

85年に成立したPL指令は、成立に至るまで長い年月を要した。それは、欧州各国の既存の不法行為法に大きな差があったため、統一にあたって調整に手間取ったためである。結局、各国に選択や留保の余地（オプション条項）を認めることによって立法化された。オプション条項は、以下の3点につき設けられた。

① 適用対象

PL指令の適用対象製品は「工業的に生産された動産」とされ、未加工農産物（畜産物・海産物を

含む）および狩猟物は原則として除外された。しかし、未加工農産物、狩猟物については、各国の国内法で対象とすることが可能とされた。

② 開発危険の抗弁

開発危険とは、製品の出荷時点における科学技術の知識では、そこに内在する欠陥を発見することが不可能な危険を指すが、その取扱いについてはPL指令立法上最も激しく議論された。最終的には、原則として製造者は開発危険の責任を問われない（開発危険の抗弁を認める）が、国内法で逆の立法（開発危険の抗弁を認めない）も可能とした。

③ 責任限度額

従来、アメリカや日本では賠償額に上限を設けるという考え方は一般的ではなかったが、欧州では伝統的に見られるものであった。PL指令では原則として賠償責任額に上限を設けなかったが、人的損害に限り7,000万ECUを下回らない範囲で責任限度額を設定可能とするオプション条項を認めた⁸。

EU加盟各国の、PL指令に基づく立法の状況は、図表1の通りである。なお、EU加盟国以外の欧州諸国については図表2、および欧州以外の主要国のPL法は図表3に、それぞれオプション条項とされた事項の取り扱いを示した。

3. PL指令の適用－国際裁判管轄と準拠法

ある製品が外国に輸出され、その製品の欠陥による損害が発生した場合、どこの国の裁判所が事件を審理する管轄権を持つか、という国際裁判管轄の問題が生じる。現在、国際的な紛争が生じた場合の裁判管轄権の配分に関しては、統一的な国際的取り決めはなく、訴えを提起された裁判所がその所在地の法に従って判断することとなる。国によって適用される法律が異なるため⁹、分野によりどの国で訴訟を提起するかによって、結論に大きな差が生じる場合がある。したがって、国際裁判管轄の問題は、国際紛争の当事者にとって大きな関心事となる。

PL指令は、欧州域内の製造物責任訴訟に、各国で製造物責任に関する国内法化されて適用されるが、オプション条項が存在するため、欧州連合加盟国間

＜表 1＞ E U加盟諸国における製造物責任立法の状況（1999 年 7 月現在）

国名	施行日	オプション条項採用状況		
		未加工農産物・ 狩猟物	開発危険の抗弁	責任限度額
ベルギー	1991 年 4 月 1 日	除外	採用	なし
デンマーク	1989 年 6 月 10 日	除外	採用	なし
ドイツ	1990 年 1 月 1 日	除外	採用	設定
ギリシャ	1988 年 7 月 30 日 (1994 年法改正)	対象	採用	なし
スペイン	1994 年 7 月 8 日	除外	採用	設定
フランス	1998 年 5 月 23 日	対象	採用	なし
アイルランド	1991 年 12 月 16 日	除外	採用	なし
イタリア	1988 年 5 月 24 日	除外	採用	なし
ルクセンブルグ	1991 年 5 月 2 日	対象	否定	なし
オランダ	1990 年 11 月 1 日	除外	採用	なし
オーストリア	1988 年 7 月 1 日	除外	採用	なし
ポルトガル	1989 年 11 月 21 日	除外	採用	設定
フィンランド	1991 年 9 月 1 日	対象	否定	なし
スウェーデン	1993 年 1 月 1 日	対象	採用	なし
イギリス	1988 年 3 月 1 日	除外	採用	なし

＜表 2＞ E U非加盟（欧州）諸国における製造物責任立法の状況（1999 年 7 月現在）

国名	施行日	オプション条項採用状況		
		未加工農産物・ 狩猟物	開発危険の抗弁	責任限度額
アイスランド	1992 年 1 月 1 日	対象	採用	設定
北マケドニア	1995 年 5 月 1 日	除外	採用	なし
ノルウェー	1989 年 1 月 1 日	対象	否定	設定
マルタ	未立法化	――	――	――
キプロス	1997 年 1 月 1 日	除外	採用	なし
エストニア	未立法化	――	――	――
ハンガリー	1994 年 1 月 1 日	除外	採用	なし
ポーランド	未立法化	――	――	――
チェコ	1998 年 6 月 1 日	除外	採用	なし
スロヴェニア	1998 年 3 月 28 日	対象	採用	なし
ブルガリア	1999 年 7 月 3 日	対象	採用	設定
ラトヴィア	1996 年 10 月 8 日	除外	採用	なし
リトアニア	未立法化	――	――	――
スロバキア	未立法化	――	――	――
ルーマニア	未立法化	――	――	――
トルコ	1995 年 9 月 8 日	除外	採用	なし

＜表3＞他主要国における製造物責任立法の状況（1999年7月現在）

国名	施行日	オプション条項採用状況		
		未加工農産物・狩猟物	開発危険の抗弁	責任限度額
オーストラリア	1992年7月9日	対象	採用	――
イスラエル	1980年9月1日	除外	採用	――
日本	1995年7月1日	除外	採用	なし
アメリカ（注）	――	――	――	――
ブラジル	1991年3月11日	――	――	なし
スイス	1994年1月1日	除外	採用	なし

（注）アメリカでは国家統一の連邦法は存在せず、製造物責任は各州法の管轄となる。

図表1～3

（出典）Green Paper Liability for defective products (presented by the Commission), COM(1999)396 final（1999年7月）

でも、法の内容に差異が生じる。たとえば、開発危険の抗弁を認めないフィンランドにおいての訴訟は、消費者にとって有利であり、製造者には不利なものとなる。

製造物責任事件で考えられる管轄裁判所は、①事故発生地、②加害行為地（生産地）、③製造物の購入地・使用地、である。通常の製造物責任事件においては、被告となる製造者は原告となる被害者に比して、訴訟技術、資力ともに上回っていることが多いため、被害者保護の観点から、被害者=原告の便宜と、加害者=被告の予見可能性を勘案して、管轄の妥当性が判断されることとなる。通常の場合、訴訟を提起する者が自己に有利な裁判地を選ぶため、原告の住所地となることが一般的であると考えられるが、法律が明らかに原告に有利な国が他にある場合、そちらで訴訟を提起することもあり得る。

EU は、裁判管轄や法の執行等の国際民事訴訟手続き問題を域内における自由な物品や人の移動に不可欠のものにとらえ、「民事および商事事件における裁判管轄と判決の執行に関する1968年ブリュッセルコンベンション¹⁰⁾」により取り決めを行っている。ここでは、裁判管轄は原則として訴訟当事者の居住地とされている¹¹⁾が（前述②、③がこれにあたる）、不法行為の場合は損害が生じた国においても訴訟が可能とされる¹²⁾（前述①）。また、

ある国の企業が他のEU加盟国内に置く支店や支社の行為に起因する訴訟の場合、その支店や支社の所在する国でも可能である（前述②、③）¹³⁾。

仮に英国で販売されたフィンランドのメーカーの製品の欠陥により、フランス国民が自国内で損害を被った場合、①から考えるとフランス、②から考えるとフィンランド、③で考えると英国が、各々管轄権を持つことになる。一般的には、原告は自分の住むフランスで訴訟を提起すると思われるが、開発危険の抗弁にかかる事件では、フィンランドで裁判を行うという選択肢もとられ得る。

逆に、フランスのメーカーの製品を使用してフィンランド国民が損害を被り、フィンランドの裁判所に提訴した結果、開発危険の抗弁を認めない、製造者に不利な判決が出されたとする。この場合、フランスのメーカーにフィンランドの裁判所が執行を命じることができるか、できない場合、なんらかの形で執行の確保ができるかが問題となる。

ブリュッセルコンベンションでは、加盟国間の判決の相互承認が定められており¹⁴⁾、また、ある加盟国で執行可能な判決の執行命令を、他の加盟国の裁判所に求める申し立てができる¹⁵⁾。したがって、上記の設例のような場合、原告はフランスの裁判所に執行命令を求めることができる。

III. PL指令をめぐるこれまでの動き

1. 欧州委員会による報告書（1995年）¹⁶の概要

欧州委員会は、PL指令導入の影響について5年毎に調査して理事会へ報告書を提出し、必要がある場合は適切な提案をすることが義務づけられている¹⁷。PL指令採択の1985年から5年後の90年に最初の報告書が作成される予定であったが、90年当時は国内立法化が完了していない国が多く、見送りとなった。したがって、95年に作成された報告書が初めてのものであった¹⁸。この報告書作成にあたり、欧州委員会は事前に各国政府関係省庁、法曹界、保険業界、消費者団体、医薬品業界、食品業界などからヒアリングを行った。各界からの回答は以下の通りである。

（1）政府関係省庁

各国政府とも、PL指令の導入が悪影響を及ぼしていることはいまだないとしている。

（2）法曹界

PL指令に基づく国内法を適用した訴訟（口述）が95年当時はほとんどなかったため、法律の適用に関する意見はない。

（3）保険業界

PL指令に基づく国内法制定後も、PL保険のクレーム件数に変化はないとする意見が多かったが、英国では少額訴訟が増加している傾向が見られた。また、PL保険料についても変化はないという声が多かった。

（4）消費者団体

消費者団体自身はPL制度をよく理解しているが、消費者個人の理解度はまだまだ不十分であることがわかった。また、消費者団体が把握しているクレーム件数は微増傾向にある。オプション条項の中で、「未加工農産物および狩猟物の適用除外」、「開発危険の抗弁」について反対する声が多く見られた。

（5）医薬品業界

当初医薬品業界はPL訴訟に晒される可能性が高いと予想されていたが、実際にはほとんど見ら

れなかった。「開発危険の抗弁」については、企業の製品開発・研究のためにも当然必要であるとした。

（6）食品業界

PL訴訟の増加はやはり見られなかった。食品会社におけるリスクマネジメント体制の強化などを理由とあげるものもあった。

以上のように、95年の欧州委員会報告書においては、PL指令施行後の大きな動きは見られず、欧州委員会もPL指令の改正は特に必要ないと報告している。

2. PL法を適用した判決例

PL法を適用した判決例もわずかに散見される程度¹⁹であったが、近年は増加傾向にある。最近の判決例も含め、以下にいくつか紹介する。

（1）臓器保存溶液²⁰（欧州司法裁判所²¹：1999年）

デンマークの病院で腎臓摘出を行い、臓器を保存溶液に保管したところ、溶液中に微少水晶の混入が発見されたケース。この保存溶液が市販されていたのか、販売（商売）を目的に製造されたものであったかといった争点²²を中心に係争中である。

（2）タンポン²³（イギリス控訴院：1998年）

タンポンの使用によって中毒症状をおこしたケースであり、警告表示が不十分という理由でメーカーを提訴した事例。結果的には、警告表示は適切であったとして棄却された。

（3）輸血血液²⁴（オランダ・アムステルダム地裁：1999年）

オランダで手術の際に輸血を受けた患者が、その輸血血液が原因でエイズに感染した事例。輸血血液は完全にエイズフリーであるべきであり、血液製剤には欠陥があると裁判所は認めた。しかし、その欠陥は血液製剤製造過程において科学的・技術的知識をもってしても発見不可能ということで、「開発危険の抗弁」が認められ、請求は棄却された。

3. 欧州委員会報告書（1995 年）以降の法改正の動き

本節では、2. 節で紹介した報告書の公表後に行われた改正の動きと、その背景となった狂牛病をめぐる直近の動きを概観する。

（1）狂牛病と未加工農産物の扱いの変更

前述のように、欧州委員会は 95 年時点では PL 指令に修正の必要はないとしていた。しかし、96 年にイギリスで発生した狂牛病事件²⁵を契機として、未加工農産物に対する懸念が強まり、EU 委員会が英国の牛肉輸出の禁止措置をとる一方、「未加工農産物の適用除外」について見直しを求める声が高まり、これを受けて、欧州委員会や欧州議会は PL 指令改正の提案を数回行った。

欧州委員会による 97 年 10 月 1 日の提案は、99 年 1 月 1 日以降に市場の流通を開始した、欠陥のある未加工農産物および狩猟物により損害を被った者は補償を受けられるとするものであった。85 年当時の指令では、未加工農産物および狩猟物を PL 法の対象とするかどうかは各国の判断によるオプション条項となっており、欧州委員会による提案の当時、これらを対象とした立法を行っている加盟国はギリシャ、ルクセンブルグ、スウェーデン、フィンランド、フランスであった。

欧州委員会が、当初の指令では農業界からの猛反対により対象からはずした未加工農産物を、あらためて対象に含めることを提案した背景には、以下の点の考慮があった。

- ・主として狂牛病への懸念により、健康保護の要請が高まったこと。
- ・農産物に対する製造物責任を認める法制が、ギリシャ、ルクセンブルグ、スウェーデン、フィンランド、フランスには存在しており、補償制度として機能していたこと。
- ・95 年の報告によれば、指令による農業や保険会社に対する弊害がとくにみられなかったこと。
- ・各国間の法制の相違は、農業者の競争や農作物の自由な域内の流通を阻害すること。

一方、欧州議会の提案は、非常に広範なものであり、保険業界や製造業界に大きな不安をもたらした。提案は、未加工農産物を対象とするほか、一定の場合の立証責任の転換、開発危険の抗弁の撤廃、下限額（500ECU）の引き下げ、法定責任期

間の撤廃、精神的損害の補償等が含まれていた。本案は、98 年 11 月 5 日に大幅修正の上議会を通過したが、12 月 7 日、欧州閣僚理事会が、未加工農産物を対象とすることを除いて否決、欧州議会に再度付託された。

この流れを受けて、99 年に未加工農産物（猟鳥獣、魚介を含む）を適用除外とする各国オプション条項が削除され、一律に本指令の対象となることとされた²⁶。改正は 99 年 5 月 10 日に発効し、加盟国は 2000 年 12 月 4 日までに国内での立法等を行うこととされている。

（2）英国牛肉輸出禁止措置をめぐる最近の動き

狂牛病の人間への感染の可能性から、欧州委員会は 96 年 3 月以降、英国産牛肉の EU 加盟国への輸出を禁じたが、この措置は 99 年 8 月 1 日で解除された。解除に当たって、EU は英国に牛肉の安全性を示す十分な証拠を提出させると同時に、96 年以降出生の牛のみを輸出する等の、安全性を確保する新たなスキームを導入した。

しかし、フランスは、英国牛肉の安全性の懸念が拭えないとして 10 月に独自に禁輸を継続する方針を決定、ドイツもこれに追随した。加盟国は EU の多数決による決定に拘束されるため、両国の輸入禁止措置の継続は、EU 法違反となる。このため、欧州委員会はフランスとドイツに対し、輸入禁止を解除するよう、訴訟の可能性を視野に入れた交渉を進めていた。

ドイツはこれに応じて、2000 年 3 月 18 日に輸入解禁を連邦議会で可決した。しかし、フランスは、「欧州委員会は禁輸措置解禁にあたって安全性を十分考慮しなかった」として、委員会を提訴した。この提訴を受け、委員会は交渉による解決をあきらめ、EU 裁判所の決定を待つこととしている。EU 裁判所での手続きは、1 年以上かかると見られている。

フランスは英国牛肉の最大の輸出先（95 年で EU 全域の 63%）であったこともあり、英仏両国にとって英国牛肉の安全性は大きな関心事であり、英仏間の政治問題に発展している。フランスは、電力市場や仏企業の外国企業による買収など、他の分野でも EU の自由化路線に逆行する動きを見せており、域内全体の市場開放に暗雲を投げかけている。

IV. PL 指令に関するグリーンペーパー

1. 今回のグリーンペーパーの目的

欧州委員会は、PL 指令に関する第二回の報告書を、2000 年末までに作成・公表することとなっている。今回のグリーンペーパー（Green Paper, Liability for defective products, COM(1999)396 final）は、欧州委員会が第二次報告書を作成するにあたっての、利害関係者の実務の観点からの意見聴取を目的としている。意見聴取は、PL 指令が実際にどのように用いられ、域内市場の機能、消費者保護、欧州の事業の競争力にどのような影響を与えているかを評価する材料とする。

指令の目的は、革新的な製品開発や雇用を犠牲にすることなく、被害者を保護し、製品の安全を高め、単一市場での取引を容易にすることである。利害関係者の意見は、この目的が実際に達成されているのかを検討するための、事実裏付けされた情報となる。

とりわけ、今回の報告では、近年の狂牛病騒ぎに代表されるような新たなリスクに、現在の PL 指令が対応できるかという観点も、重要なものとなっている。

2. グリーンペーパーの主眼

今回のグリーンペーパーの主眼は、以下の二点である。

- ① PL 指令が「各分野」においてどのように用いられ、その目的達成に資するものとなっているかどうかを評価するための、実務上の、事実に基づく情報を、利害関係者（とくに、産業界と消費者）から入手すること。
- ② PL 指令関連の、とくに議論を呼びそうな事項についての改正の可能性を提示し、それに対する各利害関係者の反応の大きさを見る。

①の点については、指令が各関係部門において、その初期の目的にそって機能しているかどうか、を評価することである。具体的には、指令による立法によって十分な被害者救済が確保されているか、危険な製品の流通の抑制に役立っているか、域内通商の法的な安定は得られているか、欧州の事業の競争力は指令により衰えていないか、指令

により増加するリスクへ保険業界は対応できているか、消費者団体等は指令を欠陥製品の被害を受けた消費者の救済に有効な道具であると考えているか、等。

②の点では、グリーンペーパーは、すべての利害関係者に、PL 指令の何らかの改正の正当性について、合理的な見解を表明する機会を提供している。このグリーンペーパーの公表は、現段階では指令改正の着手を念頭においたものではない。委員会が寄せられた意見を分析したのち、2000 年末に公表予定の第二次報告書に、改正の是非についての方向が示されることとなる。現時点では、委員会は指令の改正の可能性について中立な立場をとり、自由な議論のための論点を示すにとどめたいとしている。議論の論点の主要なものは、下記の通りである。

- a. 被害者の立証責任緩和法理の採用の可否
- b. 制限額（補償の対象となる損害は 500ECU 超とされている）の設定と、その正当化理由
- c. 10 年の法定責任期間の可否と、これを変更した場合の効果
- d. 製造者の保険付保義務
- e. 欠陥製品に関する情報開示
- f. 供給者責任

なお、質問項目の詳細は、参照の便宜上 V 章 2 節に記載する。

3. コメントの募集方法

グリーンペーパーは 99 年 7 月 28 日に公表され、コメントの回報期間は 4 ヶ月とされた。

グリーンペーパーでは、趣旨と質問の内容の他、回答されたコメントを有効に活用するため、回答にあたっての、以下のような指針を提示している。

- ・ 苦情の数と内容（判決、裁判外での手続きによる解決、保険金請求等）
- ・ 市場での安全な製品の入手可能性
- ・ コスト、製造および販売価格の動き
- ・ PL 制度の国や地域による相違が、経済活動に何らかの影響を与えているか
- ・ 革新的製品開発は指令により阻害されているか

PL の分野では、各当事者の立場は広く知られている。今回のグリーンペーパーでは、これから委員会の作成する報告を裏付けるような、実務的な、事実にもとづく情報を集めることを目指している。

したがって、各当事者には、単なる自己の立場の表明ではなく、上記の観点からの、事実や経験の抛出が求められる。

V. グリーンペーパーへの各界の反応

1. コメントを寄せた団体・個人

2000 年 1 月末の時点で、グリーンペーパーに対する 100 件余りのコメントが寄せられた。欧州議会の要望に基づいて、今回の議論を開かれたものとするため、欧州委員会は 1 月 31 日までに寄せられたコメントはすべてインターネット上に公開した。

これらのコメントについては、今後数ヶ月検討し、2000 年末に公表される第二回目の報告の素材とされる。

コメントは EU 諸国、その他欧州諸国および米国から、合計 100 件あまり寄せられたが、コメントを寄せた利害関係者は大きく 4 つに分類できる。

- ① 消費者団体
- ② 各産業（各種産業団体、個別企業）
- ③ EU 加盟国、EU 外の欧州諸国
- ④ 損害賠償法専門の法律家団体

2. 質問の内容

グリーンペーパーでの質問事項は、先述の目的の通り、①指令が各関係部門において、その初期の目的にそって機能しているかどうか、および②改正の可能性と根拠の二つの分野に大きく分けられる。各々、詳細に亘る設問が提示されている（以下、「1）、2）」で示す）。とくに、②の 9) 立証責任、11) 開発危険の抗弁、12) 下限額／上限額、13) 法定責任期間については、立場によって意見が対照的となり、焦点となる問題である。以下に、質問項目を列挙する。

- ① 指令が各関係部門において、その初期の目的にそって機能しているかどうか

（被害者救済、危険な製品の流通の抑制、域内通商の法的安定性、欧州の事業の競争力維持、増加するリスクへ保険業界の対応、消費者団体等の評価）。

- 1) あなたの経験から、PL 指令は実務上有効に機能しているか。

- ・消費者や企業にとって、製造物責任制度の法的安定が重要であることを勘案すると、改正を加えるのに十分な正当性はあると考えるか。
- ・製造物責任法制の相違が、ある国から他の国への製品の流通を一潜在的にであれ一阻害したか。

- ・PL 指令を欠陥製品に関する共通・唯一のシステムとするために、改正をすべきであると考えるか（13 条²⁷の削除）。
- ・加盟各国は、自由により厳しい規制を導入できるように PL 指令を改正すべきであると考えるか（PL 指令への「最低条件」条項の導入）。

- 2) あなたは PL 指令に規定された欠陥製品の責任についてのルールにより、欧州企業の他の地域の企業に対する競争力が弱まっていると考えるか。

- ・その理由は何か、回避する方法はあるか。
- ・米国のように、より規制の厳しい国への輸出に対する影響は（コスト、製造行程、保険、等）。

- 3) 一般責任法、または PL 指令の原則に基づき、救済された被害者の割合はどの程度か。

- ・PL 指令に基づく場合、迅速さと効率性の観点から見て、補償は容易に得られたと言えるか。

- 4) PL 指令が確立した消費者と事業者のバランスによって、被害者の利益にはどのような影響があったか。

- ・PL 指令の現行のバランスが崩れることとなっても、被害者の利益をより強く保護するような改正を加えるべきであると考えるか。

- 5) あなたの経験では、PL 指令による被害者救済と、社会保障システムによる救済の関係をどう評価するか。

- ・社会保障システムが先に被害者に補償を行い、PL 指令に基づく被害者の権利に基づき製造者に求償した例はあるか。

- ・PL 指令による製造物責任システムが、補償という役割を果たすには不十分であり、被害者救済のためには、社会全体の連帯責任をセイフティネットとすべきであるというための、具体的事例があるか。

- 6) 実際に PL 指令が適用された欠陥製品の例と、そのあなたの活動への影響は。

- ・あなたの活動への指令の潜在的な影響について

て、調査を行ったことはあるか。

7) 90 年以降、保険会社が扱った欠陥製品による事故によるクレームの件数—可能であれば年毎—のデータはあるか。

- ・データがある場合、保険会社の補償は PL 指令による製造物責任に限定されているかどうか分かるか。
- ・PL 指令の採択後、保険市場でこのような保険のニーズが増えたかどうか分かるか。もし増えている場合、(支払保険金額の観点から) 保険会社と(保険料の観点から) 被保険者の負担するコストへの影響は。
- ・請求のあった事故のうち、設計上の欠陥、製造上の欠陥、または／および指示警告上の欠陥各々の割合は。

② 改正の可能性と根拠

8) 下記に示す現行 PL 指令の 6 つの原則は、PL 指令に内在する消費者利益と製造者利益のバランスを崩さないよう、維持するべきと考えるか。

- ・客観的(過失の証明は不要)
- ・相対的(製造者は、開発危険のような一定の事実を証明すれば責任を免れる)
- ・法定責任期間
- ・責任を放棄することはできない
- ・証明責任は被害者に
- ・連帯責任

9) (証明責任は被害者にある、との前提に立って) PL 指令を改正し、立証を容易にするための何らかの方策を盛り込むべきであると考えるか、その方策は。

10) 「市場占有率理論 (Market Share Theory) ²⁸⁾」は欧州で実現可能か。

11) PL 指令第 7 条の「開発危険の抗弁」の免責が認められた事例について、情報があるか。

- ・開発危険の抗弁が認められなかったために、国内の製造者が余分に負担した費用についての情報はあるか。
- ・あなたは、製造者は「開発危険」についても責任を負うべきと考えるか。
- ・開発危険による損害は、税金を使用した公的補償基金により社会全体で、および／あるいは、問題を起こした業界の拠出する被害者救済基金により個別に補償されるべきか。

12) 500ECU の下限を下回る製品に関する事故の割合についての情報はるか。

- ・PL 指令の 500ECU の下限、および／または 7000 万 ECU の上限を改正するべきと考えるか。
- ・開発危険の抗弁を認めるべきと考える場合、この種の危険にオプションで上限を設けるべきと考えるか。

13) 10 年の法定責任期間は、一般的あるいは特定の製品・部門について、変更されるべきであると考えるか

- ・そのような変更のコストは、業界や保険会社が負担すべきか、また負担できるか。

14) 保険の欠如によって、被害者が損害の補償を受けることができなかった例を知っているか。

- ・製造物に関するリスクをカバーする保険への加入を製造者に義務づける、あるいは、それに変わる制度を製造者と保険市場間で任意に作り出すよう促すことが必要だと考えるか。

15) 市場に流通する欠陥製品を特定するなど、事業者のルール遵守の透明性を向上させる方策を、指令に追加すべきであると考えるか。

16) 被害者は、供給者に対して、訴えの利益がないという宣言がおりるリスクをおかして、製造者を特定する機会を与えたことを証明すべきか、一方、供給者は被害者に一定期間内に製造者を特定するべきか。

- ・PL 指令は、製造物供給ルート上のすべての者に対し、その活動が市場に投入された問題となる製品の安全性に影響を与えた場合には適用されるべきと考えるか²⁹⁾。

17) PL 指令は、不動産を対象とすべきか。

18) PL 指令は、欠陥製品に由来する、無形損害、モラル損害、精神的損害および／または業務上利用する財物への損害に対象を広げるべきか。

19) PL 指令の実施のため、EU の法制により裁判上および／あるいは裁判外の手続きを設けるべきか。

- ・差し止めは、解決につながるか (PL 指令を、差し止めに関する EU 指令 98/27/EC³⁰⁾に含ませることにより、実現可能)
- ・フランスのグループ訴訟や、ポルトガルの人民訴訟のような、同種の利益を代表する訴訟制度の導入は可能か。

3. コメント概観

全体として、欧州委員会が求めている、事実や経験、データは、明確に提示されていないものが多い。とくに、PL 指令の機能の部分については、効果自体を数値等で証明することが難しいこと、また、この目的のために効率的にデータを集積するシステムが存在しないことから、各当事者の立場表明の域を出ていないものがある。また、多岐に亘る質問項目の内、各当事者の関心に沿った設問の回答が求められているため、関心の程度によって回答数に差が生じている。

4. 個別のコメント

以下では、委員会に寄せられた 100 余りのコメントのうち、保険業界、事業者団体、個別企業、消費者団体から一件ずつについて、今後の修正の可能性の部分を中心に、各回答者のコメントを示す。

文中、「1)、2)…」で示されている数字は、グリーンペーパーに記載された設問の項目番号であり、V. 2. 中の番号と対応している。

なお、PL 法については長い歴史を持つ米国の法律家、および事業者の団体から、米国の例をとった改正の方向についての意見も寄せられているが、これについては次章「米国 PL 法の動向」で紹介する。

(1) 保険業界：CEA (Comite European des Assurances) (欧州 29 カ国 (含 EU15 カ国) の保険の同業組合)

① 全体的な方針

- ・ CEA は PL 指令の見直しを歓迎している。
- ・ 保険会社は、安定して透明な法的フレームワークの中で活動することが望ましい考える。とりわけ、保険の販売から数年を経てロスが生じる製造物責任分野においては、この点はとくに重要である。
- ・ PL 指令の成果については、この指令による国内法の適用が施行後に流通におかれた製品にしか適用されないため例がきわめて少なく、評価するには時期尚早である。
- ・ 85 年の EC 指令は、下記のような事例により成功であったといえる。
 - ・ 立証責任について採用されている原則につい

ては、すべての当事者で異論がない。

- ・ ほとんどすべての事例が裁判外で解決されているという事実が、被害者自身が十分な証拠を提示できていることを示す。
- ・ 製品、もしくは製造者が特定できないため、被害者が補償を受けられない事例を、保険会社としては把握していない。オランダの最高裁判所において、薬害訴訟で市場占有率理論が否定され、連帯責任が採用されたことは、言及に値しよう。米国でさえ、市場占有率理論はきわめて限定的にしか採用されていない。
- ・ 85 年の指令で規定された法定責任期間は、十分であると考え。法定責任期間が定められていない場合はもちろん、長すぎる場合も、製造物責任の保険によるカバーが困難になる。保険会社にとって製造物責任リスクの評価はきわめて難しいが、責任期間を明確に定めることで、この困難さは緩和される。
- ・ 上記の各項目と、厳格責任、開発危険の抗弁すべてが一体となって、被害者と製造者の利益の微妙なバランスを作り出している。この一部の変更は、バランスが崩れることを意味する。

② 個別の論点

8) PL 指令の原則

前述の通り、PL 指令は順調に機能しており、被害者と製造者の均衡をうまく保っている。この機能と均衡は PL 指令の原則に由来するものであり、現時点での変更は必要ない。

9) 証明責任

経験上、製造物責任事件では証明責任が問題となることは少ない。また、被害者が裁判手続きを経ず十分な補償を受けているという事実が、被害者が証明をするに足る証拠を自分で集めることができることの証拠となろう。

10) 市場占有率理論

市場占有率理論の採用には、われわれは反対する。保険を引き受ける側にとって、最終的に事案が決着するまで負担すべき損害額が不明では、リスクを評価することはきわめて困難になる。また、小規模製造者にとっては安全な製品を製造するインセンティブが小さくなるため、製造物責任法制としては否定的な効果をもたらす。

11) 開発危険の抗弁

開発危険の抗弁が法廷で用いられた例はあるが、保険会社では統計データは持っていない。開発危険を事業者が負う場合、保険料算出がきわめて難しくなる。また、基金は賠償責任の代替にはなり得ず、基金で被害者を救済するという方法も支持できない。

13) 法定責任期間

法定責任期間の延長は、保険料の値上がりにつながる。さらに、法定責任期間が長い場合、付保の可能性自体が問われることとなる。

14) 以下の理由により、製造物責任保険の付保義務は妥当でないと考える。

A) すでに大多数の企業が製造物責任保険に加入している

B) 付保義務は、リスクが同種のものである場合に実効的に機能するが、製造物責任リスクは取引方法、国、分量、製品の種類によってさまざまである。

16) (産業界に対する質問なので略。)

17) とくに、手続き規定を PL 指令関連で規定する必要はない。

(2) 化学工業業界団体：CEFIC (European Chemical Industry Council)

① 全体的な方針

- ・ 85 年の PL 指令は、欠陥製品による被害者の救済と、産業の競争力と革新的開発の可能性の均衡を維持し、良好に機能している。とくに現時点で改正の必要は認められない。
- ・ 本指令で各国が守るべき最低水準を定める「最低条件条項」の考え方は否定する。企業には、各国での製造物責任リスクが調和した、「平等な競争市場 (level playing field)」が必要である。
- ・ 米国と、欧州 (独、仏等) で同種の事例が発生したが、この帰結は欧州でははるかに責任の大きさの予測が容易であることを示している。

② 個別の論点

9) 立証責任

立証責任に関するルールの変更の必要性は、とくに認めない。とりわけ、因果関係の立証を不要とするという案は、製造者の防御方法を奪うものであり、深刻な帰結をもたらすだろう。

製造者が「製品が損害の原因とならなかった」ことを証明するのは、現実的に不可能である。

11) 開発危険の抗弁

既存の製品安全規制は、現時点でも十分、企業にとって過大な要求であるということは、強調しておく必要がある。企業が、あらゆる手を尽くし、法を遵守しても回避できない不可知の事態について責任を負うことは、原則としても容認できず、また、経済的に対応することも不可能である。

新たな技術は、社会のあらゆる人々にとって利益となる。したがって、開発危険のリスクは、広く社会に分散して負担されるべきであろう。業界による補償基金という考え方には賛同できない。

12) 責任金額の下限／上限

下限、上限とも、現状維持が妥当であると考ええる。

13) 法定責任期間

10 年よりも長い耐用期間や有効期間がある製造物、あるいは、10 年を超えて初めて生じる損害もあるのは明らかである。しかし、PL 指令が発効して時間があまり経過していないため、現時点でこれを変更することは妥当でないと考える。

(3) 通信機器メーカー：NOKIA

① 全体的な方針

PL 指令は EU 加盟各国の企業に「平等な競技場」を供給するものであり、したがって、「最低条件条項」の追加は望ましくない。また、世界的な観点から見て、欧州企業の競争力を相対的に弱める改正も望ましくない。

② 個別の論点

8) PL 指令の原則

欧州で今日用いられている原則は、長い間に亘る実務を経て形成されてきたものであり、全体的な利益の均衡を作り出している。この 6 つの原則を変更する必要はないと考える。

9) 証明責任

グリーンペーパーで欧州委員会が提示しているいくつかの改革案は、消費者の弱い立場を指令によって強化する、という点が主眼である。

ノキアは、消費者がその法的利益を完全に享

受できる必要性は十分認識している。しかし、現在の証明責任の実務を変更、または、「合理的な代替的設計³¹」のような新たな法的概念を導入する必要性は少ないと考える。

10) 市場占有率理論

市場占有率理論は、被害者が合理的な注意を払ってもその使用した製品のメーカーを特定することができない場合にのみ用いられるべきである。そうでなければ、正しく機能する製品を製造した慎重な製造者が、不注意な製造者が負うべきコストを負担することとなる。

ノキアは、市場占有率理論を支持しない。とくに、家電製品においては、被害者が欠陥製品を特定するべきであると考ええる。

11) 開発危険の抗弁

ノキアは、企業が引き続き開発危険から免責されるべきであると考ええる。製造物責任の根底にあるのは過失理論である。技術が急速に進歩している現在、とりわけ開発危険の抗弁は企業の革新的な技術開発を阻害しないために、重要な仕組みである。

問題は、被害をどのように分担するか、という点になる。問題となった企業か、あるいは社会全体で分担するか。後者が、開発・発明を阻害しないためには、明らかによりよい方法であろう。

開発危険の抗弁採用のメリットは、明らかにデメリットを上回る。ノキアは、現在の実務は継続されるべきであると考ええる。

12) 責任金額の下限／上限

環境の変化により、上限金額の必要性は高まっている。近代的な大量生産は、ささいな欠陥が大きな金額の賠償に至る可能性を高めている。したがって、金額制限は維持されるべきであると考ええる。

13) 法定責任期間

現在の製品サイクルが以前より短くなっていることを勘案し、法定責任期間は短縮、あるいは現状維持されるべきであろう。

14) 付保義務

現在、製造物責任保険はとくに付保に困ることはない。しかし、賠償責任保険の加入は経営判断であり、これを法律で義務づけるのは望ましくない。

16) 供給者責任

流通過程では、商業に従事する各当事者の責任の分担は当事者間の契約に委ねられるべきであり、法律で定めることは必要ないと考える。

19) 裁判へのアクセス

代替的紛争処理制度の実効性についてノキアは懐疑的であり、規制を敷く前に委員会が十分な調査を行うことを薦める。

(4) 消費者団体：CEG (Consumers in Europe Group)

① 全体的な方針

- ・製造物責任事例に関する統計データはきわめて少ない。消費者からの相談について、いくつかのデータの集積はあるが、データの出所がまったくばらばらで、また、分類も統一されていないため、正確な現状把握は困難である。
- ・ただし、欠陥製品にかかる事例が依然として多いということは把握でき、これは依然として多くの安全でない製品が市場に流通していることを示す。
- ・裁判となっている事例は少ないが、単に被害者が裁判へ持ち込むことを避けていること、あるいは裁判外で解決される事例が多いことをしめすものかもしれない。裁判外紛争処理では必ずしも情報は公開されず、件数の把握は難しい。
- ・CEGは、委員会に、数値や内容を正確に把握するため、弁護士および保険業界にヒアリングを行うことを提案する。
- ・産業界の持つ、「PL指令が米国式の紛争解決につながり、革新的な製品開発を阻害する」という懸念は、杞憂であったことは明らかである。

② 個別の論点

11) 開発危険の抗弁

CEGは以下の理由で開発危険の抗弁に反対する。

- ・製造者にとって法の抜け道となりうる。
- ・ルクセンブルグのように開発危険の抗弁を認めていない加盟国の産業は、これを認めている他の国で新薬の実験などを行おうとする。
- ・単一市場内で、同じ事案で補償を受けられる消費者と受けられない消費者の差が生じる。
- ・現在に至るまで、英国では開発危険の抗弁を主張した裁判例はない。

12) 責任金額の下限／上限

金額の上限を設定するオプション条項は、ある事件の被害者のうち最初に請求を行ったものだけが補償を受けられるという不均衡を招き、公平でないと考える。

13) 法定責任期間

携帯電話の継続的使用や、薬害のように、身体の障害が10年の法定責任期間の経過後に現れることも有り得る。

以上から、CEGは、次の諸点を提案する。

- ・ 開発危険の抗弁の廃止
- ・ 上限責任金額の廃止
- ・ 10年の法定責任期間の延長
- ・ 弁護士および保険会社に対するヒアリングの実施

VI. 米国の教訓

1. グリーンペーパーに対する米国からのコメント

欧州のEU指令の動向については、米国の事業者や法曹界も非常に高い関心を抱いている。グリーンペーパーに対しては、米国からは、欧州域内で事業を行う事業者団体、「米国商工会議所欧州委員会³²」と、イリノイ州シカゴのディフェンス・ロイヤーの研究機関であるディフェンスリサーチインスティテュートからコメントが寄せられている。いずれも、過去の米国の経験から、EU委員会の提示した改正の可能性について評価したものである。

グリーンペーパーで改正の可能性を示された事項の中には、既に米国で実施されているものが多く、この二つのコメントはEUのPL指令の見直しにあたって非常に有益なものであろう。

以下、主な事項に関するコメントを概観していく。

① 全体的な方針

PL指令によって消費者の保護が十分に行われていないという証拠がないにもかかわらず、グリーンペーパーの検討範囲は広範に過ぎると考える。また、グリーンペーパーは、PL指令の大幅な改正という方向を既に示唆しているように思われる。

② 個別の論点

9) 証明責任

証明責任の被告への転換は、システムの濫用の危険をはらむが、これはすでに米国で顕著に現われている。1989年に実施された数十万件の自動車による傷害事故についての調査では、医療費の請求のうち、30-40%は、存在しない、あるいは誇張された傷害についての、過大請求であった。

医療過誤事件では、3/4の請求者が請求に法的理由がないとされた。法システムの濫用は、紛争処理費用を上昇させ、これは保険料の上昇につながる。また、企業が紛争解決に資源を振り分けることで、開発が阻害されることとなる。

10) 市場占有率理論

市場占有率理論は、もともと薬品について適用された理論であるが、米国でもきわめて限定的に用いられている。

EUでは、製造物責任は厳格責任、あるいは過失責任原則に基づいており、原告がその因果関係を証明する責任を負う。市場占有率理論はこの基本的な原則を侵食するものである。

11) 開発危険の抗弁

米国で認められる開発危険の抗弁の理由付けは簡単である。つまり、予見不可能な事項についての責任を負わせることは、保険の供給を不可能とし、また、新規で革新的な製品の開発を阻害する。アメリカ法律協会の不法行為第3次リステイトメント³³では、「あと知恵」は設計上あるいは警告上の欠陥を法的に主張する根拠とはならないとしている。

米国では、製造物責任紛争の処理費用が負担となって、多くの企業が工場閉鎖、被用者のレイオフ、製品ラインの製造中止を行っている。ある調査によると、製造物責任クレームの紛争処理費用を理由として、米国企業の47%が市場から製品を引き上げた経験があり、また39%が市場に製品を投入することを断念したことがある。36%の企業がある製品ラインで製造中止し、15%が製造物責任クレームに関連してレイオフを行ったことがある。さらに、8%が製造設備を閉鎖したことがある。さらに、製造物責任訴訟によって、必要な製品が十分に供給されなくなることもあった。

19) クラスアクション

手続き的規定は、各国のレベルで定められるべきであると考え（商工会議所）。

米国では、大規模不法行為（mass tort）訴訟でのクラスアクションの利用については、効率性および倫理の面からの疑問が提起されている。利益の対立、過大な弁護士費用、クラスの構成員同士・およびクラスメンバーと弁護士とのコミュニケーションの不足により、個々人の利益が阻害される、という点である。

また、経済全体にも影響を与え、ある企業を倒産に追い込むこともあった。最近では、米国の連邦裁判所のいくつかは、クラスアクションについての懸念を表明している。

2. 米国における製造物責任法の潮流

前述のように、米国ディフェンスリサーチインスティテュートからの意見は、EUは米国での「行き過ぎた」PL法の轍を踏むべきではないとして、米国の法状況を説明し、安易にPL指令の改正を行うべきではないと警告しているところが注目される。また、米国では、第3次リステイトメントにおいて、いわゆる「製造上の欠陥」を除き、「設計上の欠陥」と「指示・警告上の欠陥」の判断基準は予見可能性を本質とする過失責任法理へ回帰したと考えられる。製造者は依然として、クラスアクションや弁護士成功報酬制度等により高額な賠償責任を負う可能性は大きいものの、実体的な面では揺り戻しが生じていると考えられる。この意味で、EU、日本のPL法との差は小さくなったとも言えよう。

そこで、米国における製造物責任法の潮流について簡単に整理した上で、第3次リステイトメントについて概説し、EU・PL指令との対比を明確にしておきたい。

（1）これまでの動き

製造物責任法は米国で生まれ、発展し、欧州諸国や日本に多大な影響を与えてきた。現在、製造物責任は独立の領域として論じられているが、当初は不法行為（torts）の「過失（negligence）」の中で扱われてきた。しかし、過失の証明が難しいことから、過失がなくても欠陥があれば責任を負うという無過失責任の考え方が確立していった。

このような被害者保護の潮流の中で、1963年カリフォルニア州最高裁判決³⁴において厳格責任法理が採用され、1965年にまとめられた第2次リステイトメントの中の製造物責任に関する402A条³⁵（以下§402A条という）においても厳格責任法理が正式に規定された。これを契機に多くの州において厳格責任法理が採用されることとなった。これは、製造物が通常の消費者の期待（消費者期待基準）する安全性を欠くものであった場合には欠陥の存在を肯定するものであった。

消費者の権利擁護の立場から確立した「厳格責任法理」であったが、製造者に過度の責任を負わせる傾向が強まり、1960年代から1980年代にかけて原告（消費者）寄りの判決が相次いだ。本来、リステイトメントが司法の考え方を支配するような決定的寄与を及ぼすことはほとんどないが、§402A条は「聖典」といえるほどの影響力をもっていた。しかし、「行き過ぎた」責任を製造者に課す傾向が強まり、製造者の被る損害賠償責任を担保する責任保険の保険料が高騰して、保険入手危機と呼ばれる状況を引き起こすまでになった。

そのため、厳格責任法理の見直しが検討されるようになり、統一法としての連邦PL法の制定が繰り返し提案されてきた。現行第106議会（1999～2000年）においても、連邦PL法案が提出されているが、成立の可能性は低いと考えられる³⁶。他方、州不法行為法改革は進展しており、連帯責任法理の修正や懲罰的損害賠償の制限的運用といった改正事項を採択している州も多い。

こうした中、州裁判所の判例や、州不法行為法改革の流れを参考にしながら、1997年5月20日に不法行為第3次リステイトメントが採択されるにいたった。

（2）不法行為第3次リステイトメント

前述のように、米国のコメンテーターは、第3次リステイトメントが全米の裁判所や州不法行為法改革への影響を及ぼすことを期待しているのは間違いのないと思われる。そこで、最後に第3次リステイトメントのポイントと考えられる条項について論述する。

① 第2条「製造物の欠陥の区分」

製造物の欠陥について、明確に3つの概念に分

けて定義した。すなわち、「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、そして「指示・警告上の欠陥」の3つである。さらに、従来から採用されてきた厳格責任法理は、「製造上の欠陥³⁷」についてのみ適用されることとなった。そして、「設計上の欠陥³⁸」の判断基準について、医薬品を例外として、従来の消費者期待基準から「予見可能性」へと変更し、厳格責任を緩和して過失責任を問うものとした。販売者が「合理的な代替的設計（reasonable alternative design）」を講じることによって当該欠陥は回避できたということを、原告（消費者）側が立証しなければならない。また、「指示・警告上の欠陥³⁹」についても、「設計上の欠陥」と同様、厳格責任を緩和して過失責任を問うものとし、販売者が合理的な表示・警告を行うことによって回避できたものであることを原告側が立証しなければならないとされている。

② 第6条「処方薬または医療器具によって生じた損害に対する販売者の責任」

上記第2条では、通常の製品に関する欠陥責任を定めていたが、処方薬または医療機器については、その特則規定ともいうべき第6条が適用され、通常の製品に比べて製造者の設計欠陥責任を限定し⁴⁰、かつ、小売業者については設計欠陥責任を全く負わせない⁴¹ものとしている。また、患者が入手できる処方薬および医療機器製造者の指示・警告義務は、直接患者に行わなくても、医師等のヘルスケアプロバイダーに対して行えば足りるという「情報を与えられた中間媒体者の法理（learned intermediary doctrine）」を定めている。

③ 第10条「販売者による販売後の警告義務」

「販売者による販売後の警告義務⁴²」について定めた新しい規定であり、販売者は製品販売後も継続的な指示・警告を行う必要があることが義務づけられた。但し、当該義務は過失基準により判断されることになる。

④ 第12条「製造物責任の継承性」

ビジネス形態の変化に対応した規定であり、合併や買収その他の要因によって、販売会社が第三者に売却、譲渡された場合は、その会社によって販売された製品に起因する製造物責任も継承され

る。この規定によって、消費者の十分な保護を可能にし、販売者が責任回避をはかる抜け道を遮断することができるのである。

以上のように、①～②は製造者寄りの規定、③～④は消費者寄りの規定という印象を受けるが、全体として製造者の厳格責任を緩和して過失責任とし、消費者に過失の立証責任を転嫁した傾向が見られる。原告（消費者）の負担は増大するため、従来の原告に有利な判決が多いという流れは大きく変わる可能性も考えられる⁴³。

米国における厳格責任緩和の流れは、欧州諸国にも何らかの影響を及ぼす可能性が強く、今後の米国の動向を注目していくことが必要である。

VII. 今後の見通し

今回のグリーンペーパーへの回答として寄せられた、様々な部門からの意見をもとに、2000年末には欧州委員会がPL指令に関する報告書を公表する予定である。内容は、現行指令の見直しと、改正の必要性についての言及となるが、現時点では委員会の立場は中立的である、と表明されている。

消費者、および産業界の意見書を見ると、双方とも改正の是非に影響を与えるような、充分なデータ、事実を提示していないと思われる。その中で、米国産業界および法律家団体からの、米国の事例の報告は、かなりのインパクトをもって迎えられているだろう。

結論から言えば、これまで利害調整に多大の時間と労力が使われてきたという経緯を勘案すると、狂牛病のような明白な事由がないかぎり、改正の提案はなされないものと思われる。

しかし、今回のようにPL法に関して議論のある全ての点を網羅的に、各界への質問としてグリーンペーパーで投げかけたことは、大変画期的であると評価できる。また、手続きを開かれたものとするために、寄せられたすべての意見をインターネットで公開したことも新しい試みであるが、指令の改正・制定手続きの透明性・効率性をもたらしうる手段であると思われる。

グリーンペーパーを踏まえた報告書の内容は、PL法について検討する際の論点すべてを包含したものとなりえ、これは今後のEU地域におけるPL

法の在り方のみでなく、米国や日本などの他の国々にとっても、大変有益な素材となることが期待できる。

＜参考文献＞

- The Commission adopts a Green Paper on producer liability
(http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/update/consumer/99-580.htm)
Replies to the Green Paper on Liability for Defective Products
(http://europa.eu.int/comm/internal_market/en/goods/liability/replies.htm)
- “Reform of the Product Liability Directive, Chris Hodges gives an update on recent developments (Law Now, Aug. 5, 1999, Cameron McKenna)
- “New Law - Proposed reforms to the Product Liability Directive : Chris Hodges considers the implications of the proposed reforms for future of claims ” (Law Now, Mar.28, 1999, Cameron McKenna)
- 通商産業省産業政策局消費経済課編「製造物責任法の解説」(通商産業調査会、1994)
- 山根裕子「新版 EU/EC 法 欧州連合の基礎」(有信堂、1995)
- ロイ L. リアドン、ジョージ M. ニューカム「アメリカの PL 法」(商事法務研究会、1997)
- 山田卓生「アメリカの法制度と損害賠償法」(損害保険事業研究所、1997)

¹ 正式名称は「欠陥製品の責任に係わる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する 1985 年 7 月 25 日 EC 理事会指令 (85/374/EEC)」と言う。

² 当初、PL 指令では国内立法化の期限を通告日 (1985 年 7 月 30 日) から 3 年後の 1988 年 7 月 30 日としていた。

³ フランスでは従来国内で浸透していた「開発危険の抗弁」を否定する案に対して、製薬会社等産業界からの反対が大きく、期限を大きく遅れることとなった。93 年に、EC 裁判所が「フランスが EC 指令に基づく義務を怠っている」との認定をする判決を下し、さらに 95 年 11 月に EC 委員会 (当

時) が、フランスが判決に従っていないことの確認と、違約金の支払いを求める訴訟を提起する準備に入ったため、ようやくフランス政府は法律の成立を急ぎ、98 年 5 月 19 日に開発危険の抗弁を認める内容を含め、国内立法化が行われた。

⁴ PL 指令第 21 条。

⁵ “Green Paper Liability for defective products (presented by the Commission)”, COM(1999)396 final.

グリーンペーパーとは、特定の政策領域について、EU 委員会が発行する伝達文書である。通常、意見表明や議論への参加を求められている利害関係組織や個人に向けられる。ときには、さらなる立法へのきっかけとなることもある (EU ホームページ上の説明より。

http://europa.eu.int/comm/off/green/index_en.htm。

⁶ 名古屋地判平・11・6・30 判時 1682 号 106 頁。マクドナルドで購入したジュースに異物が混入しており、それを飲んだことによって喉の損傷を被った事例。

⁷ 「欧州連合条約 (Treaty on European Union (signed in Maastricht on 7 February 1992))」、および「欧州共同体設立条約 (Treaty establishing the European Community (signed in Rome on 25 March 1957))」。

⁸ 財物損壊については 500 万 ECU (欧州通貨単位) の免責を設定可能とした (PL 指令第 9 条)。

⁹ 特定の分野について、準拠法を国際条約により統一する試みもなされている。製造物責任法については、「生産物の責任に適用される法律に関する条約」(生産物責任の準拠法についてのハーグ条約) が 73 年に初めて署名されているが、批准している国は少ない (EU 加盟国ではフィンランド、フランス、ルクセンブルグ、スペインのみ)。

¹⁰ 1968 Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgements in civil and commercial matters (468A0927(01))。

¹¹ ブリュッセルコンベンション第 3 条

¹² 同第 5 条 3 項

¹³ 同第 5 条 5 項

¹⁴ 同第 26 条

¹⁵ 同第 31 条

¹⁶ 正式名称は「欠陥製品の責任に係わる加盟国の法律、規則および行政規定の近似化に関する理事会指令（85/374/EEC）の適用に関する第一次報告書（COM(95)617final）」。

¹⁷ PL指令第21条。

¹⁸ 詳細については、上原弘史「製造物責任に関するEC指令採択後の状況について—欧州委員会報告書を中心に—」（保険学雑誌第555号、1996年）。

¹⁹ 95年の欧州委員会報告書作成を担当したホッジス弁護士（英国キャムロン・マッケナ法律事務所）によると、96年9月時点で9件の判決例が確認されているとのことである。

²⁰ Henning Vedfeld v. Arhus Regional Authority, ECJ C-203/99 (1999)。

²¹ PL法の適用について国内で争訟した結果、疑義がある場合はルクセンブルグの欧州司法裁判所へ提訴する。本件は、PL法に関連して欧州司法裁判所へ持ち込まれた最初の事件である。

²² 保存溶液の流通過程以外に、当該事例における損害賠償請求の妥当性が議論されている。PL指令において請求可能な損害賠償は「人身被害による死亡・損傷」および「財物への損傷・破壊」であり、当該事例は腎臓移植直前に異物が発覚したため身体的損傷は発生していない。移植機会の喪失、それによる腎臓状態の悪化といった理由で係争中である。

²³ Cockeril v. Tambrands Ltd and related appeals, Court of Appeal, 21 May 1998。

²⁴ Hartman v. Stichting Sanquin Bloedvoorziening, District Court of Amsterdam, 3 February 1999。

²⁵ 85年にイギリスで牛の脳にスポンジ状の穴があり、死ぬ狂牛病が発生し、被害数は95年までに累計で15万頭を超えた。この病気が人間に感染するかどうか議論があるが、96年にイギリス農業大臣の諮問機関が、人間の痴呆症の一種であるクロイツフェルト・ヤコブ病は狂牛病に感染した牛に接触したのが原因という可能性が高いと発表し、大混乱を引き起こした。

²⁶ Directive 1999/34/EC of the European Parliament and of the Council of 10 May 1999 amending Council Directive 85/374/EEC on the approximation of the laws, regulations and

administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products (OJ No. L 141 of 4.6.99.)。

²⁷ 「本指令は、契約上もしくは契約外の責任に関する法原則または本指令が通告された時点において存在する特別責任制度に基づいて被害者が有する権利に何ら影響を与えるものではない。」

²⁸ 市場占有率理論は、流産防止剤DESによる副作用について、いずれの製薬会社によるものかが明確でない場合は、流通時点において製造・販売していた会社に市場占有率に応じて責任を認めるという考え方である。80年にカリフォルニア州最高裁がとったものであるが、この後、この考え方を採用した判決もある一方で、大多数の州では認められていない。近年のアスベスト訴訟においても、市場占有率理論を採用すべきかどうか議論があるが、一般には否定的である。

²⁹ 米国では、製造物責任は製品の製造者のみでなく流通過程の中間供給者にも課される。リステイトメント 3rd 第1条では、「欠陥のある製品を販売もしくは供給した、製品その他の供給を業とする者は、その欠陥により人体もしくは財産に生じた損害につき責任を負う」と規定し、原則として販売者にも製造者と同様の責任を課している。

ただし、判例では供給者に対する厳格責任を部分的に否定するものもあり、また、立法により供給者の責任をより緩やかに扱う州も多い。

³⁰ Directive 98/27/EC of the European Parliament and of the Council of 19 May 1998 on injunctions for the protection of consumers' interests (OJ L 166 of 06.11.98, p.0051-0055)

³¹ Restatement(3rd), Torts: Products Liability, 2(b)

³² The EU Committee of the American Chamber of Commerce。

³³ リステイトメントとは、アメリカ法律協会が各法分野の専門家を集め、アメリカ法の主要分野のうち判例を中心に発達した諸領域を取り上げ、その内容を検討し条文のかたちにまとめたもの。法源としての拘束力はないが、裁判所などによってよく引用され、間接的にはあるがアメリカ法の統一に一定の役割を果たしている。

³⁴ Greenman v. Yuba Power Products, Inc., 59 Cal.2d 57(1963)

³⁵ Restatement(2nd) ,Torts 2d,402A

³⁶ 下院法案“ Small Business Liability Reform Act of 2000 : H.R.2366”が2000年2月16日に可決された。主として小規模企業に対するP Lに起因する懲罰的損害賠償額を制限しようとする内容であるが、クリントン大統領は、消費者の権利を侵害するものとして、拒否権を行使する可能性が高い。

³⁷ Restatement(3rd) ,Torts:Products Liability,2(a)

³⁸ Restatement(3rd) ,Torts: Products Liability,2(b)

³⁹ Restatement(3rd) ,Torts: Products Liability,2(c)

⁴⁰ Restatement(3rd) ,Torts: Products Liability,6(b)

⁴¹ Restatement(3rd) ,Torts: Products Liability,6(e)

⁴² Restatement(3rd) ,Torts: Products Liability,10

⁴³ 第3次リステイメント草案作成作業を担当した米国 Simpson Thacher & Bartlett 法律事務所の George M.Newcombe 氏にヒアリングしたところ、現時点においては 1997 年以降のP L判決において原告不利の判決結果が増加しているという傾向は特に見られないとのことであった。